



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年2月21日火曜日 第2850号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....(保健福祉課).....81

施術機関の指定.....(").....81

指定医療機関の廃止の届出.....(").....82

医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定.....(").....82

農用地利用配分計画の認可申請.....(農産園芸課担い手・農地保全対策室).....82

農用地利用配分計画の認可.....(").....82

保安林の指定施業要件の変更予定(3件).....(森林整備課).....82

落札者等の告示.....(土木管理課).....83

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....(東予地方局四国中央保健所).....84

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....(").....86

道路の供用開始(県道大島環状線).....(東予地方局今治土木事務所).....86

道路の供用開始(県道東予玉川線).....(").....87

指定居宅サービス事業者の指定.....(中予地方局地域福祉課).....87

指定介護予防サービス事業者の指定.....(").....87

土地改良区の定款変更の認可.....(南予地方局農村整備課).....87

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....(選挙管理委員会).....87

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第154号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成29年2月21日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
かめおか内科	大洲市東大洲987番地1	平成29年1月1日
かめだ歯科クリニック	大洲市東若宮4番1	平成29年1月1日
粉川ファミリークリニック	南宇和郡愛南町城辺甲86番地	平成29年1月1日
ひまわり歯科	東温市志津川字万能甲1219番1	平成29年1月1日

○愛媛県告示第155号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成29年2月21日

愛媛県知事 中村時広

氏名	施設名称	所在地	指定年月日
大星祐介	大星マッサージ治療院	伊予郡松前町大字浜820	平成29年1月6日
梅崎泰生	株式会社山斗療養マッサージ桃李大洲喜多事業所	大洲市新谷甲240	平成29年2月1日
岡本誠次	株式会社山斗療養マッサージ桃李大洲喜多事業所	大洲市新谷甲240	平成29年2月1日
高来茂輝	株式会社山斗療養マッサージ桃李大洲喜多事業所	大洲市新谷甲240	平成29年2月1日
寺谷徹也	株式会社山斗療養マッサージ桃李大洲喜多事業所	大洲市新谷甲240	平成29年2月1日
二宮達哉	株式会社山斗療養マッサージ桃李大洲喜多事業所	大洲市新谷甲240	平成29年2月1日
二宮朋子	株式会社山斗療養マッサージ桃李大洲喜多事業所	大洲市新谷甲240	平成29年2月1日
松本祐子	株式会社山斗療養マッサージ桃李大洲喜多事業所	大洲市新谷甲240	平成29年2月1日
阿蘇義昌	株式会社山斗療養マッサージ桃李西条事業所	西条市安知生105	平成29年2月1日
稲見旬俊	株式会社山斗療養マッサージ桃李西条事業所	西条市安知生105	平成29年2月1日
国田剛史	株式会社山斗療養マッサージ桃李西条事業所	西条市安知生105	平成29年2月1日

田 辺 稔 樹	株式会社山斗療養マッサージ桃李西条事業所	西条市安知生105	平成29年 2月1日
吉 岡 豊 則	株式会社山斗療養マッサージ桃李西条事業所	西条市安知生105	平成29年 2月1日

か め お か 内 科	大洲市東大洲987番地 1	平成28年12月31日
かめだ 歯科クリニック	大洲市東若宮 4 番 1	平成28年12月31日
粉川ファミリークリニック	南宇和郡愛南町城辺甲86番地	平成28年12月31日
ひ ま わ り 歯 科	東温市志津川字万能甲1219番地 1	平成28年12月31日
林 整 形 外 科 ク リ ニ ッ ク	宇和島市新町二丁目 1 番 1 号	平成29年 1 月 8 日
福 田 医 院	大洲市肱川町山鳥坂77	平成29年 1 月 18 日

○愛媛県告示第156号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成29年 2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
福 島 胃 腸 科 外 科	宇和島市和霊元町三丁目4番3号	平成28年12月11日

○愛媛県告示第157号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

平成29年 2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社履継会	伊予郡砥部町高尾田866番地7	訪問看護リハステーションCORE	伊予郡砥部町高尾田866番地7	平成28年12月1日
医療法人沖繩徳洲会	沖縄県尻島郡八重瀬町字外間80番地	宇和島徳州会訪問看護ステーション	宇和島市住吉町2丁目6-24	平成29年1月1日
一般財団法人積善会	新居浜市北新町1番5号	十全訪問看護リハステーションすっと	新居浜市北新町1番5号	平成29年2月1日

○愛媛県告示第158号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。

当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成29年 2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
越 智 微	西条市飯岡2970	西条市飯岡山元2802-1	984
越 智 壽 昭	西条市飯岡2273	西条市飯岡山元3074-1ほか1筆	1,162

2 申請年月日

平成29年 2月 9 日

○愛媛県告示第159号

平成29年 1月13日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

平成29年 2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積（㎡）
農事組合法人増穂生産組合	愛媛県宇和島市津島町増穂丙472番地1	愛媛県宇和島市津島町増穂乙1096ほか7筆	8,885

2 認可年月日

平成29年 2月13日

○愛媛県告示第160号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
今治市朝倉上甲173、甲174、甲3055、乙89の1、乙89の6、乙89の9から乙89の12まで、乙89の15、乙89の16、乙89の18から乙89の21まで、乙89の25、乙745の1、乙749の21、乙749の22、乙762の1、古谷乙59の1、乙59の12、乙59の96から乙59の98まで、乙60の1、乙143の7、乙144の1から乙144の4まで、乙244の1、乙244の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第161号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。
平成29年 2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
宇和島市津島町山財5455(次の図に示す部分に限る。)、5458、5460、5462、5468、6228、6230、6232、津島町岩松乙194の1、津島町近家乙3の1から乙3の6まで、乙5の4、乙5の11、乙5の25
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
宇和島市津島町山財190から192まで、204、212から216まで、218、220、221、223、229、710から713まで、721、722、733から740まで、767、769、770、2947、2949、2972、2973、津島町増穂丁654の1

- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
宇和島市津島町坪井字上シデノ谷433、津島町高田己21の1、己21の3、己21の5、己21の8、己22の1、己22の2、己22の4から己22の6まで、己23の1、己23の2、己23の4から己23の6まで、己23の8
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
変更しない。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第162号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。
平成29年 2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
平成13年 9月25日愛媛県告示第1571号(4及び5に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第163号

次のとおり落札者を決定した。
平成29年 2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
一般県道岩城弓削線 岩城橋建設工事(その1)	愛媛県土木部土木管理課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成29年 1月23日	一般県道岩城弓削線 岩城橋建設工事(その1) 鹿島・MMB・富士ビー・エス共同企業体 東京都港区元赤坂一丁目3番1号	5,378,400,000	一般競争入札	平成28年11月 1日

一般県道岩城弓削線 岩城橋建設工 事(その2)	愛媛県土木部土木 管理局土木管理課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成29年 1月27日	一般県道岩城弓削線 岩城橋建設工事(その 2) 三井住友建設・ 三井造船鉄構エンジニ アリング・昭和コンク リート工業共同企業体 愛媛県新居浜市磯浦町 16番6号	4,815,720,000	一般競争入札	平成28年11月1日
----------------------------	--	-------------	--	---------------	--------	------------

○愛媛県告示第164号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成29年 2月21日

愛媛県四国中央保健所長 早 田 亮

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

リンテック株式会社
東京都板橋区本町23番23号
代表取締役 西尾 弘之

2 事業場の名称及び所在地

リンテック株式会社三島工場
四国中央市三島紙屋町2番46号

3 特定施設に関する事項

(1) No.1 古紙パルパー

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第23号イ 原料浸せき施設	
特定施設の能力	1バッチ当たり1,000キログラム	
工事の着手予定年月日	平成29年 8月21日	
工事の完成予定年月日	平成29年10月23日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	断 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	16時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.8~7.8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 85 最大 105
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 350 最大 380
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 14 最大 20
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 132 最大 262
----------------------------	------------------

備考 水及び原料はすべてスクリーンプレス及び抄紙工程に移送する。

(2) No.2 古紙パルパー

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第23号イ 原料浸せき施設	
特定施設の能力	1バッチ当たり1,000キログラム	
工事の着手予定年月日	平成29年 8月21日	
工事の完成予定年月日	平成29年10月23日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	断 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	16時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.8~7.8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 85 最大 105
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 350 最大 380
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 14 最大 20
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 132 最大 262	

備考 水及び原料はすべてスクリーンプレス及び抄紙工程に移送する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 浄水機

設置年月日	平成25年 3月31日
処理施設の種類	コロイドエアセパレーター
処理施設の型式	加圧浮上

処理施設の構造	ステンレス製		
処理施設の主要寸法	幅 3.9メートル 長さ 14.5メートル 高さ 1.65メートル		
処理施設の能力	1日当たり6,500立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	加圧浮上処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~7.8 最大 4.5~8.6	通常 6.8~7.8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 93 最大 103	通常 35 最大 50
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 236 最大 299	通常 30 最大 45
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 14 最大 20	通常 14 最大 20
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3	通常 2 最大 3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4,310 最大 4,940	通常 4,235 最大 4,865	

(2) No.4 浄水機

設置年月日	平成8年2月26日		
処理施設の種類	コロイドエアセパレーター		
処理施設の型式	加圧浮上		
処理施設の構造	ステンレス製		
処理施設の主要寸法	幅 3.908メートル 長さ 14.848メートル 高さ 1.5メートル		
処理施設の能力	1日当たり6,500立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	加圧浮上処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~7.8 最大 4.5~8.6	通常 6.8~7.8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 93 最大 103	通常 35 最大 50
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 236 最大 299	通常 30 最大 45
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 14 最大 20	通常 14 最大 20
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3	通常 2 最大 3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4,310 最大 4,940	通常 4,235 最大 4,865	

(3) No.1 排水処理機

設置年月日	平成28年1月		
処理施設の種類	加圧浮上		
処理施設の型式	HDAF型		
処理施設の構造	ステンレス製		
処理施設の主要寸法	直径 3.8メートル 高さ 4メートル		
処理施設の能力	1日当たり5,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	加圧浮上処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~7.8 最大 4.5~8.6	通常 6.8~7.8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 93 最大 104	通常 35 最大 50
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 236 最大 302	通常 30 最大 45
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 14 最大 20	通常 14 最大 20
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3	通常 2 最大 3

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	2	通常	2
	最大	3	最大	3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	4,315	通常	4,240
	最大	5,000	最大	4,925

(4) No.2 排水処理機

設 置 年 月 日	平成28年 9月		
処 理 施 設 の 種 類	加圧浮上		
処 理 施 設 の 型 式	H D A F型		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	直径 3.8メートル 高さ 4メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり5,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	加圧浮上処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~7.8 最大 4.5~8.6	通常 6.8~7.8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 93 最大 104	通常 35 最大 50
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 236 最大 302	通常 30 最大 45
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 14 最大 20	通常 14 最大 20
りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 2 最大 3	通常 2 最大 3	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 4,315 最大 5,000	通常 4,240 最大 4,925	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 総排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.4~7.9 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつ きミリグ ラム)	通常 35 最大 50
	浮遊物質 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 30 最大 45
	窒素含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 14 最大 20
	りん含有 量(単位 1 リットル につきミ リグラム)	通常 2 最大 3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 16,950 最大 19,580	

備考 この他に、雨水排水口が11箇所ある。

○愛媛県告示第165号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成29年 2月21日

愛媛県四国中央保健所長 早 田 亮

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
リンテック株式会社
東京都板橋区本町23番23号
代表取締役 西尾 弘之
- 事業場の名称及び所在地
リンテック株式会社三島工場
四国中央市三島紙屋町2番46号
- 特定施設の種類の
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第23号イ、チ及び第64の2号ロ
- 変更しようとする事項の内容
排水水の汚染状態及び量の変更
- 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
No.1 総排水口(工場排水)
変更なし

備考 この他に、雨水排水口が11箇所(今回1箇所新設する。)ある。

○愛媛県告示第166号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大島環状線	今治市宮窪町余所国2080番 9	平成29年 2月21日

○愛媛県告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 2月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	東予玉川線	今治市玉川町鈍川字上ヶ原戊417番 5 から 同字戊411番 5 まで	平成29年 2月21日

○愛媛県告示第168号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成29年 2月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 キュート	デイサービス未来まさき	愛媛県伊予郡松前町筒井361番 1	平成29年 1月 1日	通所介護
株式会社 でい・C	デイサービスセンター あ・ベンチ	愛媛県東温市下林字別府甲1939番 3	平成29年 1月23日	通所介護

○愛媛県告示第169号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成29年 2月21日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社 キュート	デイサービス未来まさき	愛媛県伊予郡松前町筒井361番 1	平成29年 1月 1日	介護予防通所介護
株式会社 でい・C	デイサービスセンター あ・ベンチ	愛媛県東温市下林字別府甲1939番 3	平成29年 1月23日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第170号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松野町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年 2月21日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成29年 2月21日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,186,259
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,726
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 248,283

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	44,171	14,724
南宇和郡	19,921	6,641
松山市・上浮穴郡	439,369	139,895
今治市・越智郡	143,819	47,940
宇和島市・北宇和郡	80,997	26,999
八幡浜市・西宇和郡	39,686	13,229
新居浜市	101,626	33,876
西条市	93,207	31,069
大洲市・喜多郡	53,022	17,674
伊予市	32,020	10,674
四国中央市	75,602	25,201
西予市	34,503	11,501
東温市	28,316	9,439